（職員福祉企画調整官）

第五十三条　職員福祉局職員福祉課に、職員福祉企画調整官一人を置く。

2　職員福祉企画調整官は、命を受けて、第二十条第一項第一号に掲げる事務を行い、同項第二号に掲げる事務及び第三号に掲げる事務（勤務時間調査・指導室の所掌に属するものを除く。）に関する重要事項の企画及び立案に参画するほか、特に命ぜられた事項の企画調整に関する事務を行う。

（人材企画調整官）

第五十五条　人材局企画課に、人材企画調整官一人を置く。

2　人材企画調整官は、命を受けて、第二十九条第一項第一号に掲げる事務（人材確保対策室の所掌に属するものを除く。）を行い、同項第二号及び第三号に掲げる事務に関する重要事項の企画及び立案に参画するほか、特に命ぜられた事項の企画調整に関する事務を行う。

第五十六条から第五十八条まで　削除

（次席試験専門官）

第五十九条　（略）

2　次席試験専門官の数は、二人以内とする。

3　（略）

（教授）

第七十三条　研修所に、教授十一人（うち十人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　（略）

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年三月二十九日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則二―一四―一七

人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
人事院の職員（常勤を要しない職員を除く。以下同じ。）の定員は、六百二十一人（うち十二人は、国家公務員倫理審査会事務局の職員の定員とする。）とする。	人事院の職員（常勤を要しない職員を除く。以下同じ。）の定員は、六百十七人（うち十二人は、国家公務員倫理審査会事務局の職員の定員とする。）とする。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

○公正取引委員会規則第二号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

公正取引委員会委員長　古谷　一之

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。